

経済建設常任委員会

(所管事務調査資料)

緊急銃猟への対応について

令和8年3月9日(月)

農政部

1 緊急銃猟制度について

近年、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシ（以下「クマ等」という。）が人の生活圏に相次いで侵入する事例が、全国的に多発しており、人身被害も多く発生している状況にあります。

これまで住居が集合している地域や多数の者の集合する場所で、銃器を使用したクマ等の捕獲は原則、禁止されており、現実・具体的に危険が生じ、特に急を要する状況において、例外的に警察官職務執行法や刑法における緊急避難に該当する場合にのみ限られていました。

このような状況ではない膠着状態にある場合においても、迅速に対処することが求められることから、令和7年9月1日、鳥獣保護管理法が改正され、市町村長が地域住民の安全確保のための措置を十分に講じたうえで、人の日常生活圏であっても、銃器によるクマ等の捕獲を可能とする制度（緊急銃猟）が創設されました。

2 緊急銃猟実施の条件について

緊急銃猟制度は、クマ等が出没した際にすぐに銃器による捕獲が可能となるものではなく、右の4つの条件を市町村長が全て満たしている、満たすことが可能と判断した場合に限り、人の日常生活圏で銃器を使用しての捕獲を実施することができます。したがって、4つの条件の一つでも満たさない状況となった時点で、緊急銃猟は中止することとなります。

緊急銃猟制度のポイント	
どのような時に	鳥獣保護管理法に定める 4つの条件 すべてを満たした場合
どこで	人の日常生活圏 であって安全確保が可能な場所
誰が	実施や安全確保を含めて、 市町村長の判断 により ※銃猟の実施は市町村職員以外の者（ ハンター等 ）への委託も可能
何を用いて	主にライフル銃、特定ライフル銃、散弾銃、麻醉銃といった 銃器により
何を対象に	ヒグマ 、ツキノワグマ、イノシシ（イノシシは基本的に成獣に限る）
どうする	人に弾丸が当たらないよう 安全確保をしたうえで銃猟を実施

緊急銃猟の4条件	
1	クマ等が人の日常生活圏に侵入している、侵入するおそれ大きい
2	クマ等による人への危害を防止するための緊急措置が必要
3	銃猟以外の方法では捕獲等が困難
4	銃猟によって人の生命・身体に危害が及ぶおそれがない

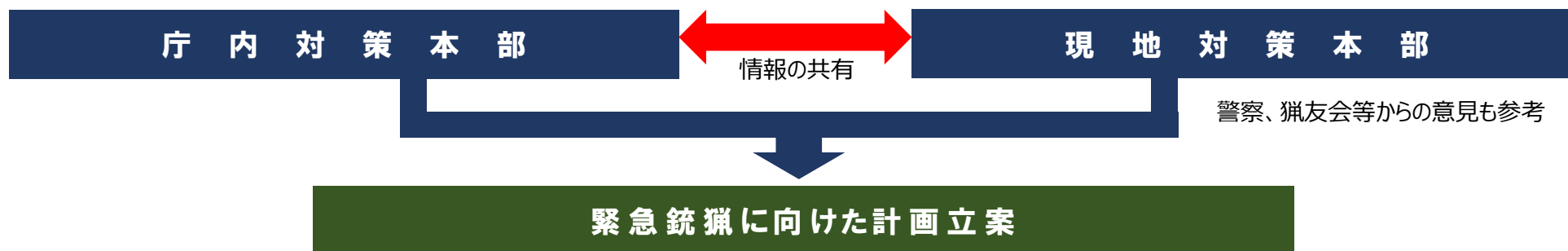
3 ヒグマの目撃情報への対応

【ヒグマらしき個体の目撃情報があった場合の初動対応】

- ① 市、警察、猟友会等との情報共有を行うとともに、目撃現場でのヒグマの出没有無、痕跡の確認
- ② (痕跡の有無に係わらず) 市ホームページ、メールサービス、Yahoo防災情報、LINE、X、Facebookによる市民への注意喚起
- ③ (痕跡の有無に係わらず) 警察と連携した広報車による注意喚起、パトロール車による周辺地域の安全確認

【目撃現場等にヒグマが出没し、個体を確認できる場合の対応】

- ① 市、警察、猟友会による森林地域等への追払い、又は人の日常生活圏外であれば道の事前許可による箱わな、銃器による有害駆除の実施
- ② ①の対応が困難で、ヒグマが人の日常生活圏に侵入している、侵入するおそれがある場合には、緊急銃猟の実施の可否を検討するため、市長を本部長とする「庁内対策本部」及び農務課を現地指揮官とする「現地対策本部」を設置（いずれも組織構成・役割分担は次ページのとおりとする。）



- ◆ 通行規制を行う場所の選定
※道路管理者、JR、中央バス、スクールバスなどとの調整
- ◆ 避難所の開設場所の選定、開設準備
- ◆ 従事者の必要人員の確保、配置指示
- ◆ 国で定めたチェックリストにより緊急銃猟の要件確認
- ◆ 緊急銃猟の実施に向けて本部長との調整

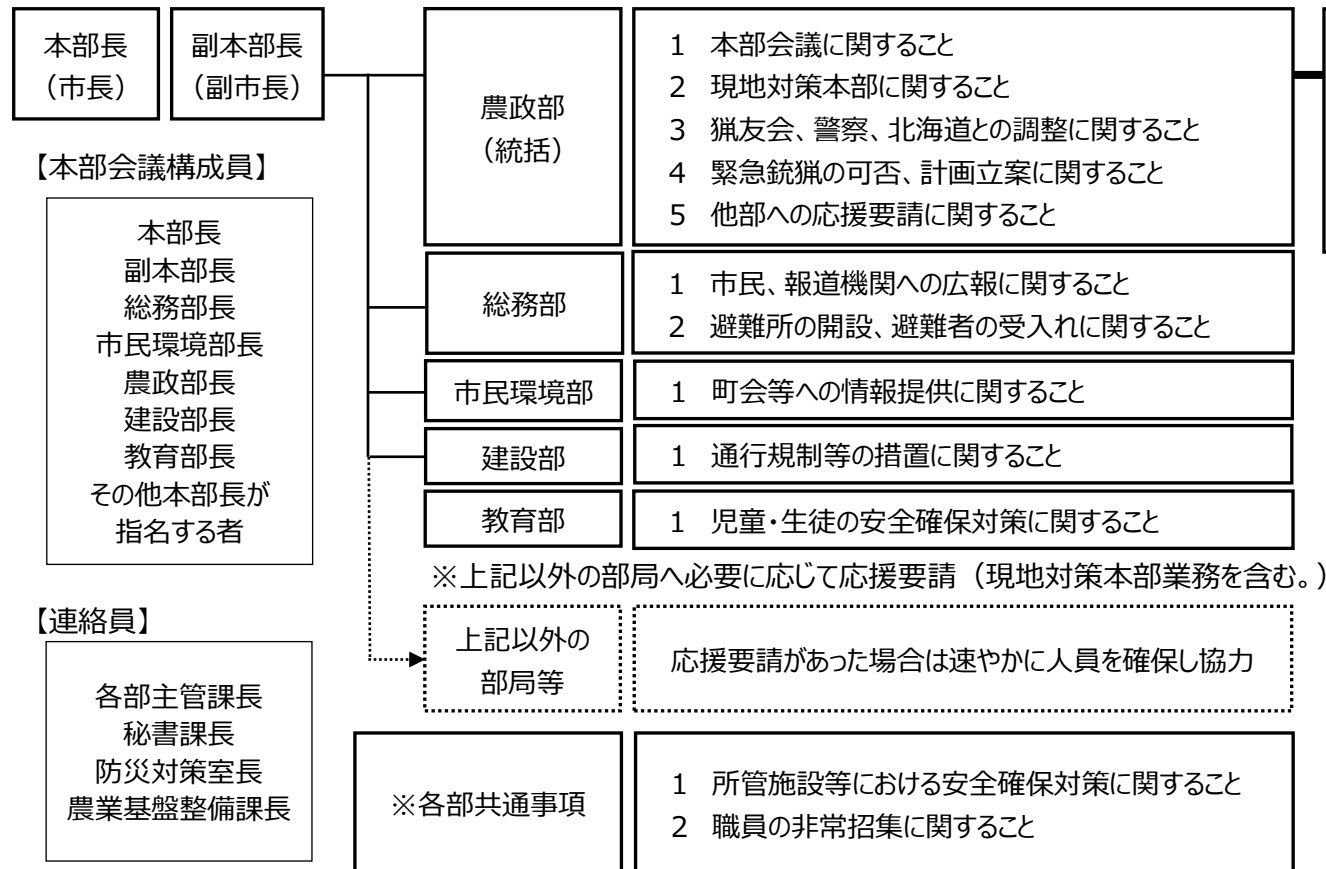
- ヒグマの動きを監視
- 銃猟の方向、射角、バックストップの有無の確認
- 住民を避難させる範囲・退避方法の検討

緊急銃猟の実施決定

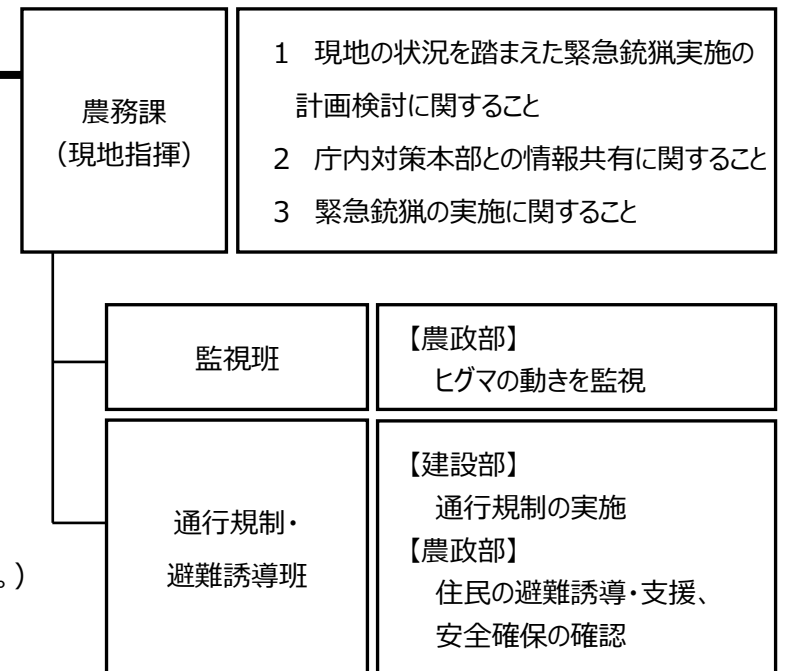
4 対策本部の組織構成・役割分担

ヒグマが現に出没し、追払いによる排除が困難であり、人の生活圏に入り込む恐れがある場合には、庁内対策本部及び現地対策本部を設置のうえ、対応に当たるものとする。その組織構成及び業務分担は次のとおりとする。

【庁内対策本部】



【現地対策本部】



5 緊急銃猟実施の流れ

計画を立案し、実施を決定した後の緊急銃猟の流れは次のとおりとする。

職員の派遣	避難所の開設（公示前に開設）、通行規制箇所へ配置、避難誘導班の編成、避難誘導のための広報車を現地へ派遣する。
実施の公示	<p>市ホームページ、メールサービス等で緊急銃猟の実施に関する市民への周知を行う。</p> <p>【公示の内容】 タイトル 【緊急】ヒグマ緊急銃猟に関するお知らせ（岩見沢市〇〇町） 内容 本日〇〇月〇〇日（〇曜日）午前・後〇〇時ころより、岩見沢市〇〇町の周囲において、出没したヒグマへの緊急銃猟対応のため、通行制限・避難誘導を行います。ヒグマが動き回ることも考えられ、発砲に伴う危険もあることから、周辺に近づかないよう、ご協力をお願いします。</p>
通行規制の開始	あらかじめ配置した職員による通行規制を開始。原則 1 名とし、可能であれば警察官も 1 名配置。万が一に備え公用車を配備する。
避難誘導の開始	広報車による避難の周知実施と並行して、屋外避難を求める住宅ごとに避難を促し、併せて安全確認を行う。避難誘導は、警察、猟友会等、市職員各 1 名の 3 名 1 班体制で行う。よって、ハンターの人数に応じた班編成となる。必要に応じて、公用車による避難支援も実施。屋内退避の場合は、広報車による周知のみとする。
要件の再確認	現地対策本部において、通行規制、住民の安全確保など、国で定めたチェックリストにより緊急銃猟の要件を再度確認し、庁内対策本部へ伝達し、本部長より猟友会等への委託の許可を得る。
緊急銃猟の委託	ハンターへ現地対策本部より、腕章を渡し、この時点で、市からハンターへ緊急銃猟の正式な委託行為となる。その後、ハンターは準備が整い次第、配置につき、発砲準備。なお、緊急銃猟の要件を満たさなくなった場合は、中止をハンターへ伝え、腕章の返却を求める。
緊急銃猟の実施	委託後はハンターの判断により発砲し、命中したことを確認のうえ、捕獲した個体に近づき止め刺しを行う。現地対策本部は、緊急銃猟が終了したこと（中止したこと）を、庁内対策本部へ報告し、併せて全従事者へ周知する。
現状・損失確認	発砲数、着弾数、跳弾の有無などを確認する。また、発砲に伴う物損がないかを確認する。物損があった場合には、写真等で記録し、後日、市が加入する「緊急銃猟による損害補償保険」により補償手続きを行う。
規制解除・周知	庁内対策本部より、通行規制の解除、避難所へ避難の解除を連絡。さらに、緊急銃猟実施時に公示した同じ媒体で終了した旨を周知する。

6 緊急銃猟の要件を満たさないものの事例

次のような状況では、現実的に緊急銃猟の実施は困難であり、「要件を満たさない」ものとする。

① ヒグマが移動しているとき。

餌に執着して特定の場所に留まっている、又は建物内に侵入して留まっている状況になく、常に動き回っている状況では安全確保が困難。

② 市街地中心部（住宅密集地域）などに出没しているとき。

銃器での発砲により、貫通又は打ち損じての跳弾の可能性がある、さらに周辺住民の避難に多くの時間を要し、安全確保及びその確認の難度が高い。

③ 現場にいる人数・人員等により確実に捕獲できる可能性が高くないと判断されるとき。

猟友会等のハンターの確保が困難な場合。

現時点では、ヒグマ捕獲の経験を有する地元ハンターは4名のみとなっており、緊急銃猟の実施の際に全ハンターが出動できるかは不明。

現にヒグマが出没している状況では、監視を行う者と避難誘導時に市民、職員の安全確保を行う者の最低2名のハンターが必要となる。また、銃猟に際しても1名のみでは打ち損じた場合にヒグマに襲われる危険性が高いことから、補完するハンターが必ず必要となり、最低でも2名の確保が必要で、その確保が難しい場合には、緊急銃猟の実施は困難。

7 今後の対応予定について

- ① 警察、振興局、猟友会等による机上訓練の実施により、手順の再確認及び対応手順の理解醸成とともに、マニュアルへの反映。
- ② 市広報への特集記事掲載、市ホームページでの緊急銃猟制度の周知。
- ③ 市職員、警察、振興局、猟友会等による実地訓練の実施により、手順の再確認を行い、マニュアルへの反映。

